

【平成24年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成24年3月15日 総務委員長 橋本 勝

- 「議案第2号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第25号 川崎市市民館条例及び川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 議案提出に至った経緯について

平成18年12月に教育基本法が改正され、翌年に社会教育法が改正された。その当時の国会答弁にもあるように、これらの改正は、家庭教育の向上に資するためであるとしている。また、地方分権一括法の改正に伴って、市町村の条例で定めることとなり、文部科学省令で定める基準を参照し、検討を行った。

また、家庭教育は、保護者が一義的には、責任を持って行うものではあるが、子どもや保護者の置かれている状況を踏まえ、子育てや家庭教育の支援は重要な課題であると認識しており、そういった中で、地域の社会教育・生涯学習を担う市民館、図書館等の運営について審議をする運営審議会に、家庭教育の向上に資する活動を行っている者を加えることによって、各家庭の自主性を尊重しながら、実態も考慮することができ、保護者がその責任を果たすための情報の提供や学習機会の提供などの支援を行う立場で、施設のあり方や運営に意見を反映することが出来るため、改正を行うものである。

* 社会教育に対する見解及び条例改正の意義について

学校教育は、その時代時代の社会に左右されるべきではなく、子ども自身が自分たちの社会を創造していくために、自己実現しながら豊かに生きぬく資質や能力を育てていくものであり、社会教育においても、学校教育と同様に行われるべきものである。しかし、近年、核家族というものが、家族のための個人から、個人のための家族とその位置付けが変化してきている中で、家庭教育の主体は、一義的には保護者の責任で行われるものであるが、現在は、家庭だけではなく、社会全体で教育を行うという視点に立ち、社会教育を充実させるために条例改正をするものである。

《意見》

* 学校教育は、その時代時代の社会に左右されるべきではなく、社会教育、家庭教育においても支援をしていく必要があり、教育委員会がその責を担っていくべきであると考え、今後の教育行政においても、十分な取組に努めていただきたい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第26号 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」
《審査結果》
全会一致原案可決

- 「議案第27号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について」
《主な質疑・答弁等》
*学芸業務を直営で行う理由について

学芸業務とは、自然科学に関する資料収集・保存、調査・研究、展示を含め教育・普及啓発事業としており、科学館の根幹に関わることでもあり、長期的な展望に立った事業展開が必要であるため、引き続き直営業務として行うこととしている。

- *生田緑地を横断的に管理運営する指定管理者と、事業が重複したときの対応について

生田緑地を横断的に管理運営することにより、受付・案内、広報、清掃、警備などの業務において、民間企業のノウハウを活用することが出来るため、指定管理者を導入するものであり、事業が重複した場合は、市の意向に沿うよう協議を行っていきたい。

- *博物館や教育施設としての機能の継続性について

指定管理者と協議を行い、博物館や教育施設としての機能が損なわれることがないよう指導・監督していく。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第28号 川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について」
《審査結果》
全会一致原案可決

- 「議案第29号 包括外部監査契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第30号 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第31号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第78号 平成23年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第82号 平成23年度川崎市公債管理特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第83号 平成23年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 2. 7ヘクタールの土地の取得の増減の可能性と債務負担行為に影響を及ぼすさらなる土地の取得の可能性について

国が直接取得する用地を含め、2.7ヘクタールの面積を基本としているが、施設の規模が確定していないこと等により、今後、国との協議の中で、施設の規模によって取得面積に増減が生じる可能性はなくはない。また、本議案の債務負担行為は、1.7ヘクタールの土地を取得するためであり、債務負担行為の範囲内での増減はあるとしても、仮に、債務負担行為の範囲を超える場合があれば、改めて議案を提出するなどの対応を図ることになる。

* 国立医薬品食品衛生研究所と京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区との関係性について

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区では、3つの政策課題を策定し、その政策課題の一つである「国際共同治験の推進によるドラッグラグ、デバイスラグの解消と国内製品のアジア市場への展開」を解決するための中核的施設として、国立医薬品食品衛生研究所を位置付けている。

* 国立医薬品食品衛生研究所移転に伴う経済波及効果について

国立医薬品食品衛生研究所が、当該地区へ移転することにより、研究所建設による投資効果、公益財団法人実験動物中央研究所及び市の健康安全研究所などの他の施設の集約が促進され連携が図られることにより経済波及効果が期待できる。さらには、再生医療の実現、医薬品や医療機器の開発、食品の安全性の確保などにより、市民のみならず、国民の健康と生活環境の維持・向上に資するものと考える。

* 国立医薬品食品衛生研究所移転に伴う新たな雇用創出の可能性について

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区全体の経済波及効果により、市内のみならず他の地域も含めて、新たな雇用として20年後に約20万人が創出されると考える。

* 土地の有償貸付と起債との関係性について

取得した土地を、仮に無償ではなく有償貸付したとしても、相応の賃借料の設定が必要があることなど、有償だけで起債の同意を得られるわけではない。

《意見》

* 特区という特殊性を考慮し、土地開発基金からの繰入ではなく、起債による予算

の確保の可能性についても検討する余地があると考えられることから、今後も、起債での土地の取得に向けて、国と継続した協議を行っていただきたい。

* 東京国際空港に近く立地条件は良好であり、企業を誘致するには適していると認めるが、国の施設である国立医薬品食品衛生研究所を建設するために、市税を投入して土地を取得し、さらには無償で貸し付けを行ってまで、本市への経済波及効果や市民への恩恵があるとは考えにくく、その財源を福祉等の事業へ充てるべきと考えるため、本議案には反対である。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「請願第1号 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」

《審査結果》

取り下げ承認

○ 「請願第25号 所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることに関する請願」

《請願の要旨》

所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を社会的に公正に評価することを願い、国に所得税法第56条廃止の意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

我が国の所得税は、納税者自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告するという申告納税制度を探っており、所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払いを受けている場合、これを事業所得等の金額の必要経費に算入しないと規定している。

この規定は、国会における政府答弁によると、昭和24年のシャウプ勧告において、所得税の課税単位を個人単位とすることと併せて、家族従業員を雇用することによる所得分配を、抑制する措置を導入すべきという指摘があったことを受け、昭和25年税制改正において置かれたものである。

しかし、第57条に例外規定が定められており、同条第1項は、一定の水準の記帳をした帳簿に基づいた申告をする者、いわゆる青色申告者について、その生計を一にする配偶者その他の親族で、専ら青色申告者の経営する事業に従事する者、いわゆる青色事業専従者が、一定の給与の支払いを受けた場合は、第56条の規定にかかわらず、その給与の金額で労務の対価として相当であると認められるものについて、その青色申告者の所得の計算上必要経費として算入することを規定している。

また、同条第3項では、青色申告者ではない、いわゆる白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費としてみなすことを規定している。したがって、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の実額を必要経費として認めるものとはなっていない。

このように、青色申告と白色申告では、事業所得金額の算定に違いが出てくるが、

これは、青色申告制度が損益計算書の作成をはじめ、一般の記帳より水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて申告をすることで、所得の計算などについて、税制上の有利な取り扱いを受けられるものであり、このことから、国においては、現行所得税法は、事業と家計の分離が明確になっている青色申告を選択すれば、家族従業者に対し支払われる給与を、必要経費に算入できることになっていることから、所得税法第56条の規定は、不合理なものではないとしている。

なお、白色申告者には原則として、記帳義務・記録保存義務が課されないなかで、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」には例外的に青色申告者よりは、やや簡易な形での記帳義務・記録保存義務が課されているが、平成23年12月2日に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）により、それ以外の白色申告者についても、平成26年1月1日から、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を課すこととされた。

このことに伴い、白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在、白色申告者に認められている一定のみなし額に基づく専従者控除について、どのような見直しが可能なのかなどを、国において、今後検討することとされている。

《主な質疑・答弁等》

* 自家労働に対する給与支払の実態に対する見解について

現在の税法上の制度では、自家労働に対する給与支払の実態は、事業者が記帳する帳簿で確認することとなっている。

* 労働の実態が、青色申告と白色申告によって違う取り扱いが行われることにより、他の制度で不利益を被ることへの見解について

労働に対する給与支払の実態は、帳簿で把握することとなっているため、問題がないと考える。また、国の税法上の制度とその他の制度とは、区別し議論が行われるべきものであると考える。

* 青色申告と白色申告の具体的な違いについて

青色申告は、法人と同様に、複式簿記での記帳を行った上で確定申告を行うもので、原則7年の保存義務がある。白色申告は、現金出納を簡易な帳簿で記帳を行った上で確定申告を行うもので、300万円を超える事業所得がある場合には最大7年、300万円以下の事業所得がある場合には5年の保存義務がある。

* 青色申告と白色申告の割合について

市内における青色申告と白色申告の割合は把握していないが、全国の割合では、56%が青色申告とのことである。

《意見》

* 市も、所得税申告の実態把握に努めるとともに、国税ではあるが、市内の事業者に対して税制度の周知に努めていただきたい。

* 国において、白色申告者に認められている一定のみなし額に基づく専従者控除について、今後検討が行われようとしている中で、他都市においても意見書が提出されていることからも、本市議会においても意見書の提出をすべきである。

《取り扱い》

- ・青色申告を行うことで、その願意は満たされ、現在の制度においても問題があるとは考えられず、意見書を提出することや請願の趣旨に同意できるものではなく、不採択すべきである。
- ・国の税法上の問題であり意見書の提出には同意できるものではないが、国において見直しが検討されていくことが予定されているため、その推移を見守る必要があると考え、継続審査が妥当と考える。
- ・青色申告と白色申告によらず、労働の実態がある以上は、労賃の支払いが行われるべきであるが、まだ検討の余地があるため継続審査とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択

○「請願第28号 放射性物質対策検討特別部会の活動状況等開示に関する請願」

《請願の要旨》

放射性物質対策検討特別部会の具体的な活動状況の公開を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

東日本大震災に伴うさまざまな被害に対応するため、東日本大震災対策本部を設置するとともに、福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で、放射性物質に関するさまざまな事態が発生したことから、市民の安全・安心の確保を第一に考え、機動的な対応を行っていく必要が生じた。また、本市の地域特性を踏まえ国等の関係機関から示される基準等とともに放射能の専門家からのアドバイスに基づく的確な判断を行い、重点的かつ継続的に対策を進めていくことを目的に、副市長及び関係局長等から構成される放射性物質対策検討特別部会を平成23年9月6日に設置した。

この特別部会は、東日本大震災対策本部の下部組織として本部会議の審議資料等を検討、調整する機関として位置付けている。

なお、これまでの会議の開催状況は、平成23年9月7日に第1回会議を開催して以降、計5回開催している。

また、放射性物質対策検討特別部会は、迅速性が求められるとともに、会議の内容については、企業関連情報や機種選定過程の情報等が非公開であることが多いことから、これまで会議そのものを非公開してきたが、今後は、最新の活動状況等については、会議終了後にホームページで公開していくことを検討している。

《主な質疑・答弁等》

* 放射性物質対策検討特別部会の構成委員の人選について

本市職員の他に、市と何らかの形で関わりがある人物を中心に、放射線に対する専門家や組織などに依頼をし、適切に人選を行っている。

* 放射性物質対策検討特別部会の構成委員の氏名等の公表について

氏名等の公表に同意する委員もいるが、組織名が公表されることにより、委員自身の考え方や発言が出来なくなってしまうとの意見や、氏名等の公表に同意できない委員も多数いることも踏まえ、氏名等の公表は行っていない。

* 放射性物質対策検討特別部会の情報開示への検討状況について

放射性物質対策検討特別部会は、最終決定機関ではなく、東日本大震災対策本部の下部組織であり、未確定な情報等や自由な発言で行われる会議であることから、会議を公開することにはじまないものと考えていたが、東日本大震災対策本部会議については、会議を公開し、資料等についても、ホームページ等を活用し情報の公開を行っている。

しかしながら、市民から特別部会についても公開するよう多くの要望等が寄せられたため、摘録や公開できる資料等を可能な限り、ホームページ等を活用して公開することを検討していきたい。

《意見》

* ホームページ等の閲覧が出来ない市民に対しても、容易に情報が入手できるような方策を検討していただきたい。

* 事後はもちろん、事前についても可能な限り情報の公開に努めていただきたい。

《取り扱い》

・ 放射能に対しては、たとえ数値が低くても市民は心配をしており、特別部会を設置し、市が実施する対策については、市民は大きな関心を持ち、また、期待も大きいところである。それを踏まえ、今後、市においても、できる限り情報を公開することを検討するとのことから、その趣旨を採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

○ 「請願第29号 市民への放射線測定器無償貸与に関する請願」

「請願第30号 認可・無認可に関わらず保育所への対策を平等にするための請願」

《一括審査の理由》

いずれも放射線対策を求める内容であるので、2件を一括して審査

《請願第29号の要旨》

市民への放射線測定器の無償貸与を求めるもの。

《請願第30号の要旨》

無認可保育園においても、認可保育園同様に放射線量率の測定の実施を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

他都市において、放射線測定器の貸与を行っている都市は、千葉市及びさいたま市の2市である。また、横浜市については1月30日より貸し出し予定であり、現在予約を受け付けており、相模原市においても2月1日より貸し出し予定である。なお、本市においても、貸し出しに関する要望が多数寄せられていることを受け、現在、放射性物質対策検討特別部会の幹事会において、貸し出し方法や機種、貸し出し場所等についての検討を進めており、条件等が整理でき次第、貸し出しを行っていきたい。

また、認可保育園については、昨年6月及び11月に測定を実施している。現在、市内に200施設ある認可外保育施設については、昨年末より各保育園に対し測定

の希望の有無を募り、測定の希望がある施設には、本市の職員が1月から測定を実施している。

《主な質疑・答弁等》

* 全認可外保育施設における放射線量率測定の可能性について

本市が、6月に認可保育所において、園庭の中央と砂場で測定を実施し、1月には、施設長が局所的に高いと思われる場所を数カ所選定し測定を行った。

その結果を基に、本市の公の施設での対応基準を策定し、その基準に基づき、認可外保育施設についても、希望がある施設では測定することとした。

しかし、認可外保育園は、民間の土地やマンション等を賃貸しているところも多くあり、その場合はその土地の所有者やマンションの管理組合の同意を得てから測定することとなり、結果の公表についても十分な配慮が必要となる。

* 認可外保育園が利用している公園をはじめとする全ての児童公園などでの放射線量率測定の可能性について

まずは、大規模公園を中心に450カ所で放射線量率測定を行った。しかし、街区公園だけでも数多くあるために、認可外保育園が利用している公園をはじめとする全ての児童公園や子どもたちが多く集まる可能性のある施設全てを測定することは困難であることから、放射線測定器の貸与を充実させ放射線量率の高い場所を測定できるよう対応を図っている。

ただし、放射性物質は雨どいや落ち葉などが集積される場所においては、その濃度が濃縮しホットスポットとして放射線量が高くなることから、認可外保育園のみならず、子どもたちが多く集まる施設などに優先的に貸与できるような方法を検討していきたい。

* 放射線量率の測定及び対応マニュアルについて

他都市の事例を参考にしながら作成し、放射線測定器を貸与する時期に併せて配付していきたい。

* 放射能に対応するための体制について

市民自らの災害対応、地域における自主防災組織、自衛消防隊への支援、日ごろからの防災訓練などを行い、全市を挙げた危機管理体制の強化に努めていきたい。

* 想定している放射線測定器の価格について

先行して放射線測定器の貸与を実施している他都市の事例を参考に15万円程度の機種が選定されているため、本市においても同程度の機種を選定することとなると思われる。

《意見》

* 放射能に対して、迅速に対応出来る体制作りに努めていただきたい。

* 認可・認可外の保育園に限らず保護者は心配をしているため、早急に放射線測定器の選定と貸与の方法の検討を行い、市民が感じている不安を払拭する手段の一つになるよう一刻も早く放射線測定器の貸与に努めていただきたい。

* 認可外保育園においては、民間の土地やマンション等を賃貸している場合もあるので、十分な配慮に努めていただきたい。

《請願第29号の取り扱い》

・横浜市のように、放射線測定器の貸与が一ヶ月以上も待つことになるような状況があり、市民の関心が高いことがうかがえ、このようなことから貸与の方法については、検討の余地があると思われるが、放射線測定器を貸与することにより、子どもたちが多く集まる場所を中心に、市民が率先して放射線量率を測定することは、市にとって意義のあることであり、放射線測定器の貸与についても前向きに検討が行われているため、採択すべきである。

《請願第30号の取り扱い》

・本市では、認可外保育園が利用されている状況であるが、いまだ13施設しか放射線量率測定が実施されていない。今後も、引き続き測定が実施され、請願の趣旨にもあるように、認可、認可外によらずどちらの施設でも子どもを安心して預けられるようにしなければならない。しかし、認可外保育園においては、民間の土地やマンション等を賃貸している場合もあるので、十分な配慮が必要であることからも、その趣旨を採択すべきである。

《請願第29号の審査結果》

全会一致採択

《請願第30号の審査結果》

全会一致趣旨採択

○「請願第32号 川崎市発注における建設関係工事の入札制度に関する請願」

《請願の要旨》

現場管理費及び一般管理費の最低制限価格算出時の比率を引き上げ、指名競争入札工事業者選定時における地域性重視（区単位）及び工事発注時における一式工事の廃止を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

最低制限価格制度は、工事、製造その他請負契約において、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格の者を落札者とするものである。

本市の最低制限価格は、平成16年度と17年度では予定価格の75%で固定していたが、平成18年度から、工事請負契約に係る低入札価格調査基準である中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）が、国土交通省等の最新のデータを基に実情に合わせて見直しが行われていること、また、多くの自治体で採用されていることなどを踏まえ、中央公契連モデルに準拠し、設計書の内容に基づき予定価格の70%から90%の間で設定している。

このような状況から、最低制限価格については、多くの政令指定都市と同様に中央公契連モデルに準拠して定めることが適当と考えるが、中央公契連モデルに準拠しながらも一部独自の基準を採用している都市もあること、厳しい経済情勢の中で価格競争が激化し、最低制限価格により近い入札が発生していること、さらには、建設業者から最低制限価格の引き上げについての要望、請願が提出されていること

などを踏まえ、最低制限価格の算出式を含めた最低制限価格制度のあり方について、川崎市入札契約制度検討会において検討を行い、今年度末までに結論を出していきたい。

次に、本市では、予定価格が1,000万円未満の工事請負において指名競争入札を実施しているが、指名業者は、川崎市競争入札参加者選定規程第12条及び指名業者選定運用基準に基づき選定しており、本市が発注する工事のうち、主な7業種については、業種及び予定価格ごとにAからDまでの等級区分を設け、その等級区分ごとに参加できる業者の格付を定めて発注を行っている。なお、平成24年1月1日現在の業種及び格付ごとの市内業者数は、多くて81業者、少ないと17業者という状況である。

このように、工事請負の主な業種の指名競争入札は、工事の業種ごとの等級区分により、参加できる格付を有する業者を指名業者選定運用基準に基づき、5から10業者選定し、さらに、本市の入札、契約の基本方針を定めた契約条例に基づき、市内の中小企業を選定することを原則としているが、当該工事の履行場所である区内に本社を有する業者をできる限り選定するよう配慮している。

このような状況から、区内の業者であることを選定の条件とすることは、業種及び格付ごとの市内業者をさらに区ごとの業者に分けて、その中から指名することになると、業者数が著しく少なくなり、入札における競争性の確保や指名業者数の確保が難しくなるものと考えられる。また、区ごとの工事発注金額が必ずしも等しくはないため、業者選定を区内の業者に限定してしまうと業者の請負金額に不均衡が生ずることも考えられるため、従来どおり原則として市内業者を選定条件として、できる限り区内の業者を選定するよう配慮していきたい。

次に、本市の土木工事における工事設計書は、国土交通省が整備した新土木工事積算大系を基本として構成しており、契約内容の明確化や積算契約事務の合理化を目的として、設計書の階層などの定義や構成方法、用語や数量単位などの表示方法について標準化したものである。

なお、新土木工事積算大系による積算では、下位の階層から細別、種別、工種、工事区分という順に金額が積み上げられ、細別より上位の階層となる種別、工種、工事区分では金額の積み上げのみとなるため、数量欄には一式と表示される。

また、工事請負契約上の取引数量を明示せず工事完成検査の検収対象外とするものは、施工数量や方法などを指定することなく受注者の任意性を確保するため、一式計上により工事設計書に明示している。

これらのことにより、一式計上は工事設計書を作成する上で構成上必要不可欠なものであり、工事を施工する上においても任意性を阻害することなく、受注者の裁量で実施することができるよう表示している。

なお、設計数量の明確化については入札参加者による迅速かつ適切な工事費の積算につながるため、わかりやすい工事設計書への改善に向け、設計積算事務適正処理検討委員会において全庁的に取り組んでいきたい。

《主な質疑・答弁等》

*一般管理費の最低制限価格算出時の比率を30%とする根拠について

直接工事費や共通仮設費は、材料代が非常に大きな割合を占めているため裁量の余地は少ないが、一般管理費は、社員の福利厚生などがあり、事業者によって相当な差が生じると思われる。そういう意味で、国が判断したものであり、本市においても現場管理費及び一般管理費の最低制限価格算出時の比率を30%としている。

* 川崎市入札契約制度検討会における検討内容について

川崎市入札契約制度検討会においては、最低制限価格の適用範囲を拡大すること、最低制限価格の予定価格に対する割合を70%から90%に引き上げること、一般管理費などの各経費の割合を高めることの、3項目を検討していくたい。

* 指名競争入札工事業者選定時における地域性（区単位）をより重視し業者選定を行う可能性について

指名競争入札工事業者選定時において地域性を重視し行政区単位で業者選定を実施した場合、行政区や年度によって工事発注件数や額にばらつきが発生しているため、当該区で工事発注がなかった場合には、他区での選定に参入できなくなる可能性もある。そのため、指名競争入札工事業者選定においては、バランスよく選定を行うなどの対応に努めていきたい。

* 積算に対する質問書への対応について

設計書に数量を明確にすることにより、上下水道工事などの地盤を掘削する工事では、請負業者の創意工夫などの企業努力による柔軟な対応が出来なくなり、現場での若干の変更をした場合には、その都度、設計変更を余儀なくされ、施工管理においても非常に非効率なものとなるため、仕様書などの設計条件を明示することにより対応を行っている。しかし、現場での施工時の設計条件の変更が生じた場合には、契約金額の変更を行っている。

しかし、積算に対する質問書が多く提出されたり、数量の明確化を求める意見が寄せられたりしていることから、今後は、数量などの内訳が記載された参考資料等を添付し対応を図っていきたい。

* 予定価格の公表時期の変更について

予定価格を事前公表していた際に、くじによる落札者の決定や最低制限価格と同額の入札が多く発生することなどが認められたため、適正な競争が行われていないおそれがあることから、今年度からは事後公表としていく。

* 指名競争入札工事業者選定時において、災害協定締結業者を優先的に選定する可能性について

年間100件程度の一般競争入札の工事請負において、災害協定、ISO、男女共同参画、障害者雇用などの各項目で点数を取得しない場合は入札に参加できない主観評価項目制度を実施している。

また、予定価格1億5,000万円以上の総合評価においても、災害協定を価格以外の評価項目として設定していることから、災害協定も含め、地域への貢献度や地域性を指名競争入札工事業者選定時に考慮し、総合的に判断した上で指名選定を行っていきたい。

しかし、災害協定は各種団体と締結しており、その団体に加盟している工事業者に指名選定を限定してしまうと、競争性や公平性に問題があると考えられることから、入札制度全体の中で考慮していきたい。

《意見》

- * 川崎市入札契約制度検討会の検討時期を、今年度末までとしているが、請願の趣旨にもあるように、工事業者の切実な思いが感じられるため、早急に検討を行い、実施に努めていただきたい。
- * 入札参加者による迅速かつ適切な工事費の積算につなげるため、わかりやすい工事設計書への改善に向け、設計積算事務適正処理検討委員会において検討が行われているが、設計数量については、請願の趣旨を踏まえ、出来るだけ明確にするよう努めていただきたい。

《取り扱い》

- ・若い世代が安心して仕事が出来ず、仕事に見合った収入を得られないため、現場管理費及び一般管理費の最低制限価格算出時の比率の引き上げは、請願者にとっては切実な思いが感じられる。また、指名競争入札工事業者選定時における地域性重視においても、地域に根差した業者の力が蓄えられれば、地域にとっても大変意義あることであり、さらには、工事発注時における一式工事の廃止は、明確な設計数量を適切に示し発注を行っていただきたいという願いであることから、その趣旨を採択すべきである。
- ・本市の公共事業の発注の額が減少傾向にあり、建築、建設業界を取り巻く環境も厳しい状況の中で、現場管理費及び一般管理費の最低制限価格算出時の比率の引き上げについては、川崎市入札契約制度検討会において検討がされ、工事発注時における一式工事の廃止に関しても上下水道局を中心に数量等を出来るだけ明確にしていくため、その趣旨を採択すべきである。
- ・今後、設計積算事務適正処理委員会等での検討状況を見守る必要があり、また、工事発注時における一式工事の廃止という表現が厳密に適正なのかとの議論はあるが、その趣旨は数量内訳書等の数量を明確にすることと理解でき、設計積算事務適正処理検討委員会においても検討が行われているため、その趣旨を採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択